
大切だけど誰も教えてくれない 地方税法の読み方

株式会社総合鑑定調査 主席研究員
笹目 孝夫 氏

第27回 固定資産評価研究大会

「大切だけど誰も教えてくれない 地方税法の読み方」

<分科会発表者>

資産評価システム研究センター 特任講師

総合鑑定調査 主席研究員

元 横浜市役所 家屋償却資産専任職

笹目 孝夫

文字の表現力の限度

他人 【広辞苑】

- ① 血すじのつながらない人。親族でない人。
『赤の他人』
- ② 自分以外の人
- ③ その事に関係のない人。当事者でない人。
『他人は口を出すな』

では、妻は？

法令の解釈

【原則】

法律は抽象的に表現して、様々な具体的事案に適用されることを前提の言葉で規定している。

【理由】

固定的な規定を社会、経済事象の変化に即応させる必要があり、文字、文章の表現力には限度がある。

⇒ ゆえに、抽象的な規定に、具体的現象を当てはめる必要がある。その判断するのが**法令解釈**。

法令解釈の方法

行政解釈(有権解釈・統一解釈)

通達・通知や内閣の統一解釈

法規的解釈(立法解釈)

「定義規定」「みなす規定」等

法令自体が下す解釈

学理的解釈

文理解釈(文字解釈)

論理解釈(目的論的解釈)

裁判所<判決>
同様のケースについての
法律解釈

地方税法

第三百四十一条 固定資産税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

法規的解釈(立法解釈)

学理的解釈

文理解釈(文字解釈)

四 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。

文理解釈(文字解釈)

【法令】 似通った実体に、別の表現する事例(文字解釈)

建造物（刑法）

建築物（建築基準法）

建物（不動産登記法）

家屋（固定資産税）

【会計】

建物（企業会計原則）

企業会計原則は、1949年(昭和24年)に、旧・大蔵省の経済安定本部・企業会計制度対策調査会(現在の金融庁・企業会計審議会)によって公表。

企業会計実務で慣習として発達した中から、一般に公正妥当と認められる基準を要約したもの。決算書(財務諸表)作成においてに守るべき原理

原則という位置づけで、法令ではないため、法的な強い拘束力はもたない。

刑法 「建造物」

「建造物」は、刑法の放火罪（一〇八～一一三）等での用例では、家屋その他これに類似する工作物であって、土地に定着し、人の起居、出入りに適する構造を有する物体をいうとされる。一般的には「建築物」より広い概念であるとされ、屋根や柱のないものも含むとする例もある。

[有斐閣 法律用語辞典 第4版]

建築基準法 「建築物」

「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものとする。」（建築基準法第二条）

・建築基準法は、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低の基準を定めた法で、門、塀、観覧のための工作物なども、建築確認申請が必要になっている。

不動産登記法「建物」

「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 不動産 土地又は建物をいう。（不動産登記法 第2条）

「屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建物であって、その目的とする用途に供しうる状態にあるものでなければならない。」

（不動産登記規則111条）

不動産の表示、不動産に関する権利を公示するための登記で、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的。

地方税法 「家屋」

（固定資産税に関する用語の意義）

第三百四十一条 固定資産税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 固定資産 土地、家屋及び償却資産を総称する。

「不動産登記法の建物とその意義を同じくするもの」

「登記簿に登録されるべき建物をいうものであること」

＜「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」第3章＞

企業会計原則「建物」

(貸借対照表科目の分類)

(一)資 産

B 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分しなければならない。

建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定等は、有形固定資産に属するものとする。

＊「建物」の用語に定義の規定はない。

償却資産

⇒家屋（不動産登記法建物・家屋評価基準）以外



実地調査の課税漏れ要因

資産種類名	地方税区分	法人税区分	参 照
その他資産種類	地方税対象外	区分未設定	
建 物	地方税対象外	建 物	
構 築 物	構 築 物	構 築 物	【 地方税区分 】
機械装置	機械装置	機械及び装置	0: 地方税対象外
船 舶	船 舶	船 舶	1: 構 築 物
車両運搬具	車両運搬具	車両及び運搬具	2: 機械装置
工具器具備品	工具器具備品	工 具	3: 船 舶
開発費	地方税対象外	繰延資産（商法）	4: 航 空 機
ソフトウェア	地方税対象外	繰延資産（税法）	5: 車両運搬具
土地	地方税対象外	区分未設定	6: 工具器具備品
建設仮勘定	構 築 物	区分未設定	
生 物	地方税対象外	生 物	
その他の有形固定資産	地方税対象外	区分未設定	
営業権	地方税対象外	区分未設定	
電話加入権	地方税対象外	区分未設定	
借地権	地方税対象外	区分未設定	

繰延資産（開発費等）及び生物に分類されていたら、対象外になるシステム

建物、建物附属設備は、対象外になるシステム

資産種類登録			
修正			
コード	資産種類名	地方税区分	法人税区分
200	建 物	0 地方税対象外	建 物
コード	資産種類名	地方税区分	法人税区分
0	その他資産種類	地方税対象外	区分未設定
200	建 物	地方税対象外	建 物
201	構 築 物	構 築 物	構 築 物
202	機械装置	機械装置	機械及び装置
203	船 舶	船 舶	船 舶
204	車両運搬具	車両運搬具	車両及び運搬具

市販ソフトのほとんどが、企業会計原則の「固定資産台帳」からの選別のみで、償却資産申告をするシステムになっている。
また、その選別システムは、必ずしも完全なものではない。

実地調査の手法

会計「減価償却資産」と地方税法「償却資産」は、必ずしも、同一ではない。

＊「固定資産台帳」の記載されない申告対象償却資産

（事例）過剰償却資産、繰延資産、貯蔵品など他勘定資産 等

＊「固定資産台帳」に記載があるが、その内容が不正確な資産

（事例）圧縮記帳、減損会計、耐用年数変更、簿外資産等

＊「固定資産台帳」に記載あるが、償却資産申告から除外されている資産

（事例）建物付属設備（受変電設備、事業用配管等）、簡易建物、構築物（舗装）等々



非課税・特例の誤謬要因

（事例）

償却資産申告時に
事業所内保育を運営する
事業者から、
固定資産税の賦課課税の
減額等の相談を受けた事
例。

＜令和5年 月刊「税」8月号＞
「デジタル化のプラスとマイナス」

短期連載
固定資産税の償却資産実務の現場から

第2回
デジタル化のプラスとマイナス
～固定資産税（償却資産）の場合～
（倉敷市・大阪市・豊橋市・神戸市）

はじめに

世の中には、常に変化という流れがある。時代の大きな変化の流れとしては、デジタル化があげられる。

を及ぼしている。

デジタル化の波によって、自治体の実務現場では、今、何が起きているか。それらを紹介するとともに、実務現場ではどのような混乱があり、どのような工夫をして対応しているかなどをまとめていきたいと思う。

元橋本市 税務調査 主任研究員
固定資産税・償却資産専門 菅目 孝夫

所有者 氏名(名称) [REDACTED]
住所 [REDACTED]

課税年度 令和4年度
決定区分 必須 1:市町村長が価格を決定したもの

資産の種類 必須 6:工具・器具及び備品 資産コード 26018
申告資産コード [REDACTED]
資産名称 カナ [REDACTED]
必須 漢字 [REDACTED]
数量 必須 1 取得年月 必須 令和 3 年 3 月 日
取得価額 必須 5,000,000
耐用年数 必須 8 年 減価率 0.875 (減価率) 0.250
評価額 現年度 4,375,000 前年度 [REDACTED]
課税の特典 コード [REDACTED]
課税標準額 4,375,000

市販ソフトの導入している場合(中小市町村等)、
キーワードを入れて、検索するシステムになっている。

* 政令指定都市等も、同様に、一部の職員が
コード表を作成して、担当者に配布されるシステムが多い。

保育事業という
ワードを入れる
システム

所有者 [REDACTED]
課税年度 [REDACTED]
決定区分 [REDACTED]
資産の種類 [REDACTED]
申告資産コード [REDACTED]
資産名称 [REDACTED]
必須 [REDACTED]
数量 [REDACTED]
取得価額 [REDACTED]
耐用年数 [REDACTED]
評価額 現年度 [REDACTED] 前年度 [REDACTED]
課税の特典 コード [REDACTED]
課税標準額 4,375,000

特例コード選択
取得年月日からの経過年数により、選択可能なコードのみを表示しています。

コード	名称	適用期間
496	家庭的保育事業 1/2	制限なし
540	家庭的保育事業(わがまち特例) 1/2	制限なし
497	居宅訪問型保育事業 1/2	制限なし
542	居宅訪問型保育事業(わがまち特例) 1/2	制限なし
498	事業内保育事業 1/2	制限なし
544	事業所内保育事業(わがまち特例) 1/2	制限なし
546	特定事業所内保育施設(わがまち特例) 1/2	制限なし

市販ソフトでは、自治体
職員が、どれに該当する
かを選択していく。

事業所内保育事業の場合（本則・非課税）

（固定資産税の非課税の範囲）

制限なし

令和4年度 地方税法

第三百四十八条 2項

十の十 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が六人以上であるものに限る。）の用に供する固定資産

土地・家屋・償却資産

事業所内保育事業の場合（本則・課税標準額特例）

（固定資産税の課税標準等の特例）

制限なし

令和4年度 地方税法 第三百四十九条の三

29 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（略）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において

市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

事業所内保育施設の場合（附則・課税標準額特例）

令和4年 地方税法附則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 33 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「**特定事業所内保育施設**」という。）の用に供する**固定資産で政令**で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず～

令和4年 地方税法附則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 33

制限あり

～補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた者（以下この項において「補助開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（補助開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から**五年度分**（その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が一月一日である場合における同日を賦課期日とする年度分に限る。）の**固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。**

特例コード選択

取得年月日から経過年数により、選択可能なコードのみを表示しています。

コード	名称	制限なし
496	家庭的保育事業 1/2	
540	家庭的保育事業（わがまち特例） 1/2	
497	居宅訪問型保育事業 1/2	
542	居宅訪問型保育事業（わがまち特例） 1/2	制限なし
498	事業内保育事業 1/2	制限なし
544	事業所内保育事業（わがまち特例） 1/2	制限なし
546	特定事業所内保育施設（わがまち特例） 1/2	制限なし

導入ソフトの不完全さと、自治体職員の未熟な判断基準は非課税・課税標準額特例の誤りを生む。

前年度 評価額 4,375,000

課税の特例 特例率 増加事由

報道資料

実はこちらにも **総務省**
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications
平成24年8月28日

固定資産税及び都市計画税に係る税額修正の状況調査結果

具体的事例（医療法人が行う社会福祉事業等の非課税認定）

【概要】

医療法人が行っている社会福祉事業や老人福祉施設（認知症対応型グループホーム、老人デイサービスセンター等）について実施状況を把握できず、非課税措置としていなかった。

【経緯】

- 医療法人に対して、非課税制度や非課税に係る
- 税務課から、医療・福祉担当課に対して事業の実施状況等の情報を照会しているが、
- 〇月×日 他市で課税誤りについて報道発表。直ちに自市における対象事業の実施状況について

非課税・課税標準額特例誤りが、大量に発生した報道発表資料

法令読解による要因

地方税法348条十の五

「社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの」

⇒「政令で定める者」と

「老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの」の確認

(法第三百四十八条第二項第十号の五の政令で定める者等)

令和三年 地方税法施行令

第四十九条の十三 法第三百四十八条第二項第十号の五に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 老人福祉法附則第六条の二の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会
- 二 公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会(略)、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会(略)、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人
- 三 前二号に掲げる者以外の者で老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの設置について同法第十五条第二項の規定による届出をしたもの

法令読解による要因

第四十九条の十三

2 法第三百四十八条第二項第十号の五に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人が経営する老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームの用に供する固定資産

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの用に供する固定資産

令和3年地方税法施行令

医療法人含まない

第四十九条の十三

2 法第三百四十八条第二項第十号の五に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び**第二号**に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センターの用に供する固定資産

四 社会福祉法人及び前項**各号**に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの用に供する固定資産

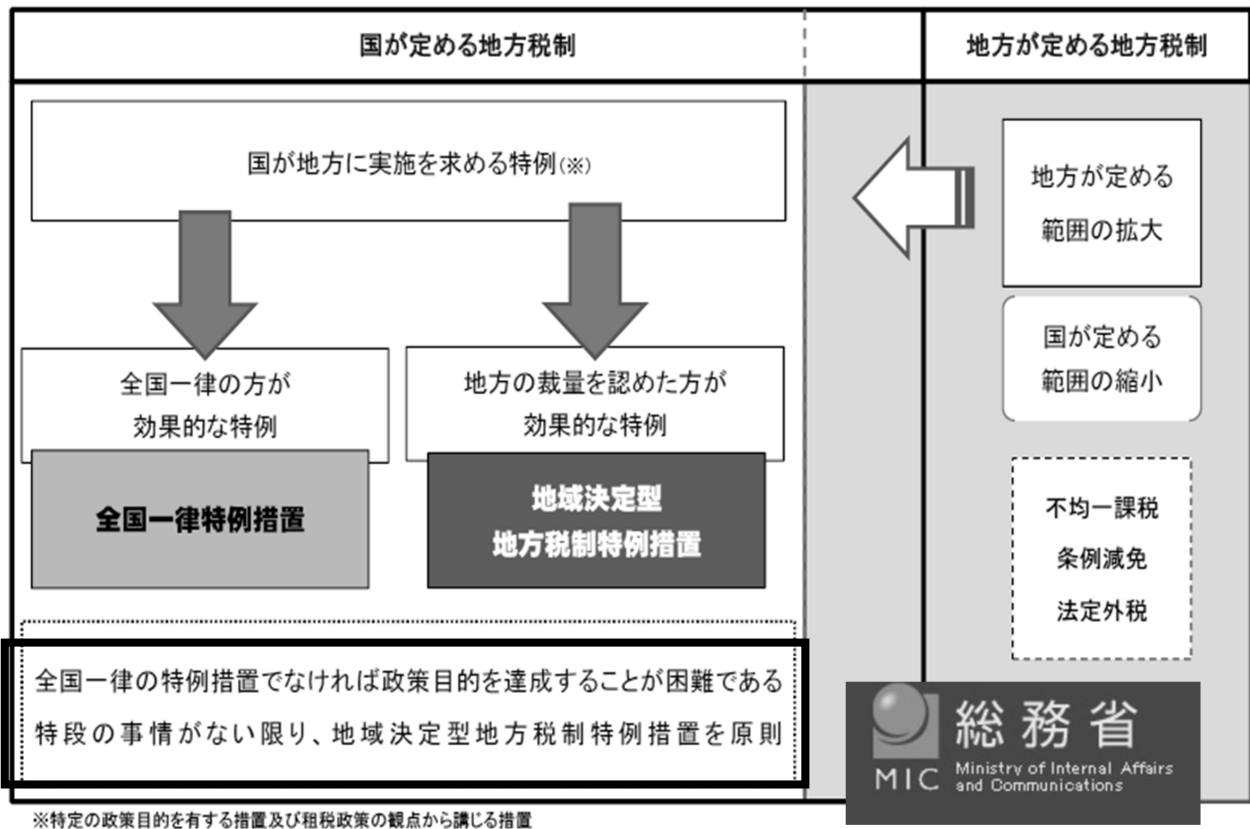
医療法人含む

養護老人ホーム	社会福祉法人
特別養護老人ホーム（＝介護保険法上の「介護老人福祉施設」）	社会福祉法人、老人福祉法附則第6条の2の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会
老人デイサービスセンター（＝介護保険法上の「通所介護」「認知症対応型通所介護」を行う施設）	社会福祉法人、老人福祉法附則第6条の2の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会、公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金(略)、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び
老人短期入所施設（＝介護保険法上の「短期入所生活介護」を行う施設）	
軽費老人ホーム（ケアハウスを含む。）	
老人福祉センター	医療法人
老人介護支援センター（認知症対応型グループホーム等）	社会福祉法人、老人福祉法附則第6条の2の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会、公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人、(略)

わがまち特例

平成24年度以降の税制改正により、
地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を、地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするため、自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み

（地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例））



研修体制・実務者向けレポート

← → ↺ recpas.or.jp/new/jigyo/kensyu/sjj0000.html

評価センターは固定資産税に関する研究・研修・情報提供機関です。



一般財団法人
資産評価システム研究センター
THE RESEARCH CENTER FOR PROPERTY ASSESSMENT SYSTEM

メインメニュー

▢ トップページ

▢ 団体紹介

[トップ](#) > [事業紹介](#) > [研修事業](#) > [償却資産実務研修会](#)

研修事業

2024年度 償却資産実務研修会

都道府県及び市町村の償却資産担当職員を対象に、償却資産に関する知識と調査技術を習得することを目的として実施するものです。

研修内容は次の通りです。



区 分	オンライン研修
受講料	1登録につき1名分 2,000円（税込）を申し受けます。
配信期間	6月24日（月）～11月29日（金）の間に配信します。 配信期間中、いつでも、どこでも、何度でも受講可能です。
開催内容	①課税客体となる償却資産（30分） ②償却資産と土地・償却資産と家屋との区分（30分） ③固定資産税の納税義務者・償却資産の評価（30分） ④調査事務Ⅰ・新規申告書送付対象の把握（50分） ⑤調査事務Ⅱ・帳簿調査（50分） ⑥調査事務Ⅲ・実地調査（50分） ⑦償却資産の年間事務の運営・取組事例（40分） ⑧償却資産の実務（複雑・困難な事例への適切な対応のための実務知識）（60分） ⑨法令（地方税法）の読み方Ⅰ（特例・非課税の調べ方等）（40分） ⑩法令（地方税法）の読み方Ⅱ（特例・非課税の調べ方等）（40分） ⑪帳簿の見方Ⅰ申告内容等確認調査（帳簿調査の概要等）（40分） ⑫帳簿の見方Ⅱ法人税申告書・所得税申告書の概要等（40分） ・研修資料：受講決定通知書に同封

プラス ワークショップ研修

固定資産税（償却資産） 担当実務者向けレポート

49号

無料配布

地方税法の読み方②



主席研究員 笹目孝夫

<筆者 略歴>

1979年 横浜市入庁（主税
部財政局及び区役所にて固定
資産税部門の専任職・税務表彰
受理）2015年 横浜市財政
局主税部税務課償却資産セン
ター退職

在職中より、全国自治体にて、固
定資産税（償却資産）研修講
師、全国版研修ビデオ「はじめの
一歩」「償却資産の基礎」ほか研
修教材作成等

償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査

令和6年4月号

<質問受付> ☒ お問い合わせ

【今月の質問】 地方税法の読み方(2) M市

窓口に、非課税、課税標準額特例の申請で納税義務者が来られた時、地方税法の読み方が分かりません。やっと、それらしき条文を探し出して、読みすすめていくと、今度は、「政令で定める」「省令で定める」とあります。それらは、適用になったり、除かれるとあります。しかし、それらの内容を確認するには、次に、どこを読めばよいのかも分かりません。職場でも、ほとんど地方税法を読めていない状況です。

⇒前回の続き(回答)

地方税法は、法令の読み方は、とても重要なのですが、そのまゝに、この時期、大切なのは、令和6年度の税制改正の把握です。まず、ネットで「税制改正 地方税法」といれて検索をして下さい。

そして、総務省のHP ができたら、下記の「令和6年度税制改正にむけて」で、「留意事項等について」と「令和6年度税制改正の要望」を確認します。

○令和6年度税制改正に向けて

- ・個人住民税の定額減税(案)に係るQ&A集(第1版)
- ・令和6年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について
- ・令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)
- ・令和6年度税制改正の大綱の概要(令和5年12月22日閣議決定)
- ・令和6年度税制改正の概要(地方税)
- ・令和6年度税制改正要望の状況